

## 特殊車両通行許可申請について

令和 3 年 11 月 26 日

齋藤 一志

農業用機械のアタッチメント付き公道走行が正式に許可が下り、1,700mm を超える農機具アタッチメントを搭載した機械では、大型特殊免許が必要になりましたが、多くの農業者は歓迎し、免許の取得も進んでおります。

一方、2,500mm を超えるアタッチメントを取り付けた場合は、特殊車両通行許可申請が必要になっております。私は、直ぐに県の協力を仰ぎながら申請し、許可が下りましたが、山形県の庄内地方では、その後、誰からも申請がないようです。

申請しないのは、手続きの複雑さとオンライン申請の不備が原因と思います。車両の軸距離や、アタッチメントの寸法など細かに記載する必要があります。交差点番号と軌跡図が未だに提出する必要があります。今年 6 月に国交省から書類の簡素化に関する通知が出てるやに聞いておりますが、現場の担当者からは添付するように言われております。

パンフレットの提出により、寸法の記載免除とか、軌跡図、交差点番号の不要の通知をお願いしたいと思います。

また、トラクターには、様々なアタッチメントを取り付け移動いたしますが、それぞれの寸法が違うためアタッチメントごとに申請する必要があります。最大寸法のアタッチメントのみの申請で、それ以下の寸法のアタッチメントの場合は不要とか、数種類のアタッチメントを一括で申請出来るように改善が必要と思われまます。

オンライン申請については、ログインの為のマスター登録画面で農家がフリーズいたします。たぶん、農機具のオンライン申請は、行政書士の介在による申請しか実績がないと思いますが、交差点番号のまだ登録のない交差点が市道ではまだまだ多く残されており、市町村の確認が取れないのも、申請が出来ない原因かもしれません。

農業用の項目を新たに設けて簡便な方法で申請が出来ますように改善を求めたいと思います。